

市民総合賠償補償保険について

本市は、「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入している。
詳細は次のとおり。

- 保険種別 全国市長会市民総合賠償補償保険のうち、賠償責任保険のみ加入
- 保険会社 全国市長会（引受幹事保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）
- 保険の内容 市が次の(1)(2)の事故により、住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または、住民等第三者の財物を損壊した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補するもの。
 - (1) 市が所有、使用、管理する施設の瑕疵に起因する事故
 - (2) 市の行う業務遂行上の過失に起因する事故
- 保険金額（支払限度額）

A型 身体賠償	1名につき	2,000万円
	1事故につき	20,000万円
財物賠償	1事故につき	1,000万円

- ・上記(1)の「市が所有、使用、管理する施設」に、公園及び公園施設は該当しており、当該施設のほか、施設の敷地内の附属施設を含み、かつ施設及び附属施設内の動産も含む。
- ・また、当該施設の管理を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び第 4 項に基づき指定管理者に行わせた場合は、その指定管理者を被保険者とみなすことができる。
- ・ただし、指定管理者が独自で行う事業については、本保険の対象外とする。
- ・なお、公園施設設置・管理許可を受け管理運営する施設は、上記(1)の施設に含まない。
- ・なお本市は今後、保険内容の見直しを行う可能性があります